

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十四号

#### 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年広島県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<b>別表（第二条関係）</b>				<b>別表（第二条関係）</b>			
名称	位置	管轄区域		名称	位置	管轄区域	
広島県 福山北 警察署	福山市 神辺町	福山市のうち 御幸町、芦田町、加茂町、 山野町、駅家町、北匠町、 新市町、神辺町、 神石郡神石高原町		広島県 福山北 警察署	福山市 神辺町	福山市のうち 御幸町、芦田町、加茂町、 山野町、駅家町、新市町、 神辺町	神石郡神石高原町
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
備考				備考			
一 (略)				一 (略)			
二 この表の管轄区域の欄に掲げる行政区画（郡の区域又は市内の町その他の区域を含む。以下同じ。）は、令和五年四月一日における行政区画とし、これを基準とした各警察署の管轄区域は、その後における行政区画に変更があつても、これによって影響されないものとする。				二 この表の管轄区域の欄に掲げる行政区画（郡の区域又は市内の町その他の区域を含む。以下同じ。）は、平成二十九年十一月一日における行政区画とし、これを基準とした各警察署の管轄区域は、その後における行政区画に変更があつても、これによって影響されないものとする。			

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。